

# 安来スマートインターチェンジ(仮称)だより

令和7年12月19日発行 (第1号)

## はじめに

現在、安来スマートインターチェンジ(仮称)(以下、スマートインターチェンジ)事業は安来市とNEXCO西日本が相互に協力しながら、事業を進めています。安来市では事業について理解を深めてもらうため、定期的な情報発信として「安来スマートインターチェンジ(仮称)だより」を発行します。今号では、現地測量や地質調査業務の様子、スマートインターチェンジ建設に合わせたアクセス道路の整備をお伝えします。

## 現地測量・地質調査業務を進めています

現在、スマートインターチェンジ建設予定地において、現地測量・地質調査を進めています。



道路設計で使う地形図の  
測量作業を実施しています!

▲現地測量の様子



スマートインターチェンジ建設予定  
箇所の地質調査をしています!



▲地質調査の様子

## 当面の進捗・スケジュール

※今後スケジュールは変更の場合がございます。

分類	進捗・スケジュール									
	(2025) R7 12月	(2026) R8 2月	4月	6月	8月	10月	12月	(2027) R9 2月	4月	
測量調査	実施中	→								
地質調査	実施中	→								
道路設計	実施中	→								
用地測量	実施予定			→						



# 安来スマートインターチェンジ(仮称)設置検討箇所(イメージ)

撮影:令和7年11月現在



安来市のマスコットキャラクター「あらエッサくん」

## 事業全体の流れ



スマートインターチェンジ事業のこれまでの経過、過去のスマートインターチェンジ関連記事については市のHPからご覧いただけます。

HPIはこちら



今後も本通信をはじめ、市報・ホームページ等で情報発信をまいります。引き続き本事業へのご理解、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先  
安来市建設部土木建設課 (スマートインターチェンジ推進係) TEL0854-23-3322  
西日本高速道路株式会社 松江高速道路事務所 (安来工事区) TEL0852-62-9230

## 雇用対策事業について

### 1. 概要

全国的にあらゆる業種で労働力不足や人材不足が深刻化しており、この状況は安来市においても例外ではありません。こうした課題に対応するために、これまで以上に市内企業への人材確保支援、人材育成支援を強化していきます。

### 2. 背景

全国的な人材不足の中、市内製造業の生産拡大や株式会社出雲村田製作所の安来市内への工場立地計画に伴い、市内産業はさらなる発展の機会を迎えています。こうした中、市内既存企業における人材確保の重要性は一層高まっています。雇用の場の拡充は若者をはじめとする定住促進や地域経済の活性化につながることを期待され、地域全体で人材確保をしやすい環境づくりを進めることや、企業の採用や人材育成を支援する施策が求められています。

#### ○市内企業への人材確保に関するアンケート結果（令和7年9月実施）

○実施日	令和7年9月4日～9月19日
○対象事業所	企業ガイドブック掲載企業119事業所
○回答数	68事業所（回答率57.14%）
○回答の傾向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造業、建設業、医療・福祉は中途採用の希望が多い。</li> <li>・ 求人を出しても応募が来ないと回答した企業が多い。特に建設業、製造業ではその傾向が顕著である。</li> <li>・ 市に期待する支援は、求職者とのマッチングが半数以上。</li> </ul>

### 3. 事業内容

- (1) 市内商工団体や島根県をはじめとする関係機関と連携を図り、「雇用対策協議会（仮称）」を立ち上げ、支援に力を入れる体制を構築します。
- (2) この組織を核とし、雇用対策事業として、市内企業の認知向上や企業の採用力向上、企業と求職者のマッチングイベントなど既存事業の拡充及び新規事業の展開を検討していきます。

### 4. 事業スケジュール（予定）

- 令和8年4月 設立準備会設置  
 令和8年8月 協議会設立総会・事業開始

5. 事業費（財源） 8,207千円（一般財源）  
 内訳）人件費4,007千円、委託料4,200千円

### 6. 期待される効果

- ・ 地域経済活性化～市内企業で働く人が増え、生産性向上により地域経済が活性化する。
- ・ 定住促進～U I ターン者や市外からの人材確保、人材定着により定住につながる。

## 市内県立高校 遠方からの入学生受入環境整備について

### 1. 概要

安来市内の2つの県立高校（安来高等学校、情報科学高等学校）における教育環境の充実を目指し、市外・県外から広域的に生徒を受け入れるため高校生向けの住まいを整備することとしました。建設にあたっては、市内両校の生徒が利用できる施設とし、コストの抑制と運営効率化を図ります。

### 2. 背景

近年の急激な少子化などの影響で、両校ともに過去5年間の入学定員充足率が平均で7割程度となる状況となっています。両校は、地域における人材育成機関としても大きな役割を担っており、魅力ある学校づくりのためにも生徒の確保は極めて重要な課題です。

このため、遠隔地から入学してくる生徒が安心して学べる生活環境を整備し、入学者数の増加、学校の魅力向上、地域活性化を図るものです。

市内県立高校の入学定員充足率		R4	R5	R6	R7	R8（見込）
安来高校	定員	160	160	160	160	160
	入学者数	120	135	104	129	127
	<b>充足率</b>	<b>75%</b>	<b>84%</b>	<b>65%</b>	<b>81%</b>	<b>79%</b>
情報科学高校	定員	120	120	120	120	120
	入学者数	100	94	74	76	95
	<b>充足率</b>	<b>83%</b>	<b>78%</b>	<b>62%</b>	<b>63%</b>	<b>79%</b>

※R8年度は合格内定者数と一般選抜出願者数の合計数（R8.2.5現在）

### 3. 事業内容及びスケジュール（予定）

令和8年4月～令和9年3月：基本計画（候補地選定）、基本設計、地質（地盤）調査  
 令和9年4月～令和10年2月：実施設計  
 令和10年7月～令和11年12月：建築工事  
 令和12年3月～開設

### 4. 令和8年度事業費（財源）

28,000千円（過疎債、一般財源）

内訳）基本計画策定委託料 8,000千円 基本設計委託料 10,000千円

地質調査（地盤調査）委託料 10,000千円

### 5. 期待される事業効果

#### ・入学者数の確保

遠方からの進学希望者の受け入れ拡大による入学者数の増加

#### ・学校の魅力向上

IT教育や部活動を目的とする生徒の受け入れ促進による学校の特色を生かした学びのさらなる発展

#### ・地域活性化

学習活動を通じた市内企業や地域団体との連携・交流の拡大による地域を担う人材の育成

## やすぎ・ママサポ119の導入について

### 1. 概要

現在、安来市内には分娩を取り扱う産科医療機関がありません。そのため、妊婦の方が出産前に急変した場合や出産が切迫した時などの緊急の際、市外の医療機関まで行く必要があります。

そこで、妊婦の方が出産まで安心して生活できる環境作りを目的に、緊急時の119番通報、救急活動をより迅速・円滑に行う取り組みとして「やすぎ・ママサポ119」を新規導入し、令和8年4月1日より登録受付、運用を開始いたします。

やすぎ・ママサポ119は安来市内での利用に限定し、安来市内に在住している妊婦の方の他、里帰り出産などで一時的に滞在している、または市内の事業所などに勤務されている妊婦の方を対象としています。

この取り組みは、妊婦の方から同意を得たうえで、消防本部に、氏名、住所、妊娠週数、かかりつけ医療機関など、救急活動に必要な情報を登録するものです。登録された情報は、適切な医療機関への迅速な搬送を行うため、119番通報時や救急活動時に活用します。

安来市として、関係機関と連携を図りながら、母子ともに安心して出産を迎えられる体制づくりを進めていきます。

# 妊婦さんの「もしもの時」に備えて 消防署が安来のママさんをサポートします



## やすぎ・ママサポ 119

### 登録方法

- ・安来市ホームページから電子申請により届出をしてください
- ・いきいき健康課で妊娠届出をする際にも、手続きできます
- ・登録番号が付与された「登録カード」を交付します
- ・登録カードは通報時に使用できるよう大切に保管してください

電子申請はこちら



### 対象の方

- ・安来市にお住まいの妊婦の方
- ・里帰り出産などで、一時的に安来市に滞在されている妊婦の方
- ・安来市内の事業所などに勤務されている妊婦の方（市外にお住まいの方も含みます）

### 利用方法

※利用場所は安来市内に限ります

- ・陣痛など出産の兆候が現れたものの、家族などの付き添いや移動手段がなく、医療機関を受診できないとき
- ・出産前に体調が急変し、医師から救急車で病院へ行くように指示されたとき
- ・妊娠中の事故や転倒、急な体調不良などで救急車が必要なとき

登録カードをお手元に用意し、すぐに119番通報をしましょう

登録番号、氏名を伝えてください

登録情報をもとに、適切な産科医療機関へ迅速に救急搬送を行います



### その他留意事項

- ・妊婦さんの状態によっては、出産予定先医療機関と異なる産科医療機関への搬送となる場合があります
- ・届出内容に追加・変更がある場合は、警防課まで連絡してください
- ・出産予定日から2ヶ月経過したときは、届出書を削除します

（お問い合わせ先） 安来市消防本部 警防課救急係

TEL：23-3409

（お問い合わせ時間） 9時～17時まで（平日）



ホームページも  
ご覧ください



# 危険な空き家の解体を支援します！

## 老朽危険空き家等除却助成事業 【令和8年4月改訂版】

居住環境及び安全性の向上を図り安全安心なまちづくりを推進するため、老朽化による倒壊等危険性のある不良住宅や旧耐震基準で建てられた空き家の除却費用の一部を助成します。

### 1. 補助対象者

市税の滞納がなく、老朽危険空き家等の所有者・相続人・土地所有者など要件に該当する個人の方

### 2. 対象住宅（老朽危険空き家等）

#### ① 不良住宅

- ・木造住宅でその構造が著しく不良であるため不良住宅に該当するもの
- ・敷地周辺に及ぼす危険性が著しいと認められるもの（※）

#### ② 空き建築物

- ・1年以上使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない建築物で、除却後の跡地が10年以上地或活性化のための計画的利用されるもの

NEW

#### ③ 旧耐震基準建築物

- ・昭和56年5月31日以前に新築され、又は着工された住宅で、1年以上使用していないもの
- ・敷地周辺に及ぼす危険性が著しいと認められるもの（※）

不良住宅の例

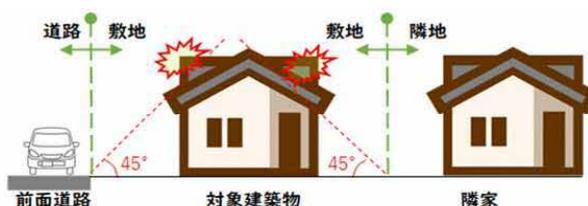


柱の変形が著しく崩壊の危険がある例



柱、はりの破損や変形が著しく崩壊の危険がある例

（※）道路（国道・県道・市道）との境界または近くの宅地との境界から45度のラインで補助対象建築物のいずれか（軒先、ひさし等を除く）の高さが干渉するもの。  
なお、「不良住宅」は別途建築物の老朽度判定を行います。



### 3. 助成内容

120万円（令和8～10年度に限る）

（1）①不良住宅・②空き建築物【限度額 ~~100~~万円】

対象工事に要する費用（当該年度の標準除却費を限度）の5分の4に相当する額。

NEW

（2）③旧耐震基準建築物【限度額 ~~50~~万円】

100万円（令和8～10年度に限る）

対象工事に要する費用（当該年度の標準除却費を限度）の3分の1に相当する額。

◆その他要件がございますのでご注意ください。制度の利用をご検討の際は、事前に担当課へご相談ください。

お問い合わせ先 安来市役所（伯太庁舎） 建築住宅課 空き家対策係 電話 0854-23-3343

# 「空家管理事業者登録・紹介制度」

(やすぎ空き家みまもり支援制度)

## 1. 背景

所有者が遠方に居住している、または適切な管理方法が分からないといった理由から、自ら空き家を維持・管理することが困難なケースが多く見られる。

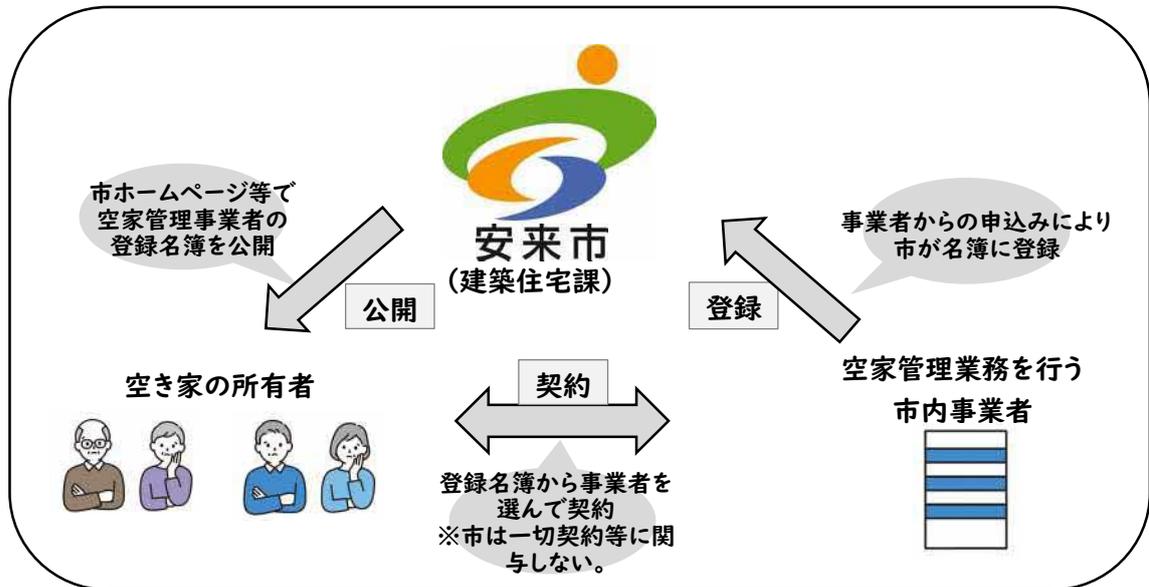
また、若年層を中心に、行政への支援期待として「空き家の管理代行を行う事業者に関する情報提供」を求める割合が高いことが、第2期安来市空家等対策計画において明らかとなっている。

こうした状況を踏まえ、空家の適正管理を推進し、所有者の不安解消や地域の安心・安全につなげるため、市内の空家管理事業者を登録・紹介する制度を創設する。

## 2. 制度概要

空き家の適正管理を促進するため、市が空家管理業務を行う市内事業者を登録・名簿管理し、空き家所有者からの相談に応じて事業者を紹介する仕組み。市はホームページの掲載や対面相談を通じてマッチングを支援する。

なお、市は契約の仲介・締結や料金交渉は行わず、当事者間の直接的な責任とする。



## 3. 空家管理業務

- ①外観調査    ②家屋の通風    ③水道の通水    ④敷地内・家屋の清掃
- ⑤雨漏り確認    ⑥庭木の剪定    ⑦除草    ⑧家財の処分    ⑨建物の修繕
- ⑩害虫駆除    ⑪その他（郵便物の転送、除雪、水道管の凍結防止等）

※1種以上の業務で登録が可能

お問い合わせ先

安来市役所（伯太庁舎） 建築住宅課 空き家対策係 電話 0854-23-3343

**空き家の除却（解体）をお考えの方へ  
空き家除却後の土地の固定資産税軽減制度**

住宅を除却（解体）して更地にすると、土地に適用されていた住宅用地の特例がなくなり、固定資産税が最大で4.2倍になります。

土地の税額の上昇が、空き家が解体されずに放置される要因の一つになっている場合があります。

空き家の解体を促進するために、令和8年から令和10年12月末までに空き家を解体した場合に限り、最大3年間、解体しなかった税額まで軽減する制度です。

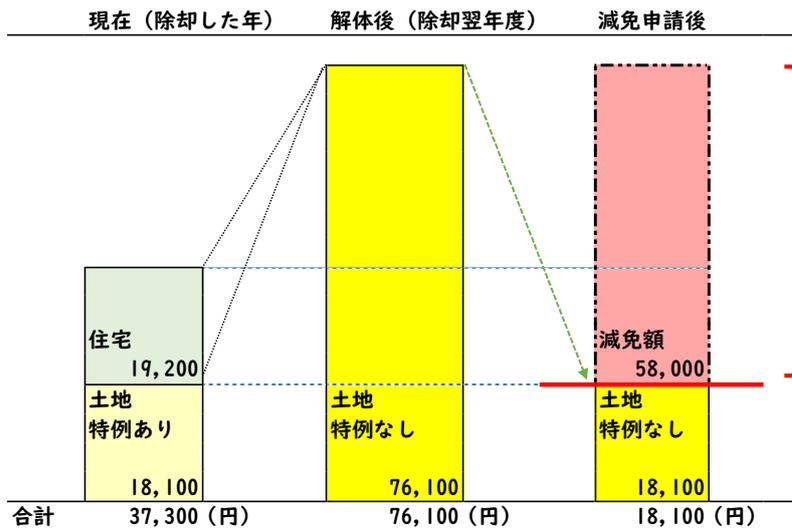
●【減免額】

減免対象土地の固定資産税額と住宅用地特例の適用があるものとみなして算出した固定資産税額の差額相当分（ただし100円未満の端数は切り捨て）

〔減免額のイメージ〕

住宅の税額 19,200円の場合

土地の評価額が34,000円/㎡・税額が18,100円の場合



●【減免対象建物・土地】

使われていない空き家（おおむね1年以上）を解体し住宅用地特例が解除された土地

●【対象期間】

令和8年1月2日～翌年1月1日の間に空き家除却した場合は、令和9～11年度課税分  
 令和9年1月2日～翌年1月1日の間に空き家除却した場合は、令和10～12年度課税分  
 令和10年1月2日～翌年1月1日の間に空き家除却した場合は、令和11～13年度課税分

●【減免対象要件】

- ・土地と空き家の納税義務者（相続人含む）が同一または、土地所有者（納税義務者）が空き家所有者の同意を得て空き家解体を行ったことが確認できる場合
- ・解体した空き家が空き家特措法に基づく勧告を受けたものでないこと
- ・減免する年度の賦課期日（1月1日）時点で減免対象土地を別の用途に供していないこと

お問い合わせ先	○税に関すること	安来市役所（安来庁舎） 税務課 固定資産税係 電話：0854-23-3051	
	○空き家に関すること	安来市役所（伯太庁舎） 建築住宅課 空き家対策係 電話：0854-23-3343	